

## 製品使用およびアフターサービス規程

### 第1条（目的）

本規程は、株式会社 NTT e-Drone Technology（以下「当社」という）が販売した農業用ドローン（AC101 connect、AC102 等）、鳥獣害対策ドローン（BB102 等）およびその付属品（以下、総称して「本製品」という。また、個別の製品シリーズを指す場合は「AC シリーズ」「BB シリーズ」という）を、購入者及び利用者（以下「お客様」という）が使用するにあたり、当社が提供するアフターサービス（保証交換・修理、有償修理、解析、保守点検等）の条件およびお客様が遵守すべき事項を定めるものです。

### 第2条（適用範囲とマニュアルの遵守）

1. 本規程は、当社から直接本製品を購入したお客様に適用されます。
2. お客様は、本製品の使用にあたり、本規程のほか、以下の文書（以下「マニュアル等」という）のうち、お客様が保有する機種に該当する内容を十分に理解し、遵守することに同意したものとみなします。

#### 【AC シリーズ関連】

- ・農業用マルチローター AC101 connect / AC102 取扱説明書
- ・農業用マルチローター運用マニュアル
- ・AMC (Auterion Mission Control) 運用マニュアル
- ・粒剤散布装置取扱説明書

#### 【BB シリーズ関連】

- ・鳥獣害対策ドローン BB102 取扱説明書
- ・野生生物忌避装置クルナムーブスイング SW-100DR 取扱説明書
- ・鳥獣害対策ドローン BB102 運用マニュアル
- ・鳥獣害対策ドローン BB102 AMC/自動航行(Auterion Mission Control)運用マニュアル

#### 【共通・その他】

- ・その他、当社が提供する製品付帯資料および警告ラベル等

### 第3条（メーカー保証）

#### 1. 保証期間

製品ごとの保証期間は、お客様への納品日から起算して以下の通りとします。

##### 【AC シリーズ】

- ・機体および散布装置：12 ヶ月

##### 【BB シリーズ】

- ・機体および忌避装置（クルナムーブスイング）：12 ヶ月

##### 【共通付属品】

- ・送信機：12 ヶ月
- ・充電器：12 ヶ月
- ・バッテリー：6 ヶ月、かつ充放電サイクル数 150 回以内
- ・プロペラ・消耗品：保証対象外

#### 2. 保証内容

保証期間内に、マニュアル等に従った正常な使用状態で故障が発生し、その原因が当社の責めに帰すべき事由（製造上の欠陥等）であると認められた場合、当社は無償で修理または交換を行います。

#### 3. 修理後・製品交換後の保証期間

修理完了後・製品交換後であっても、本製品のメーカー保証期間はリセット（延長）されません。保証期間は、当初の本製品納品日（購入時の納品日）から算出された期間のみが適用されます。 ※ただし、修理完了後の修理箇所に関する不具合については、第8条第3項（再修理保証）が適用されます。

### 第4条（お客様の遵守事項）

お客様は、本製品の安全な運用と保証の適用を受けるため、以下の事項を遵守しなければなりません。これらを遵守していない場合、保証の対象外となります。なお、法令やマニュアル等は随時更新されるため、以下の事項よりも最新の情報を優先して適用するものとします。

## 1. 法令および資格の遵守

- ・本製品の操縦は、当社が認定する操縦技能認定証を取得した者が行うこと。
- ・当社が認定する操縦技能認定証（または当社が指定する公的資格）を保有しない者は、本製品の操縦を行わないこと。
- ・操縦の際は、必ず技能認定証を携帯すること。
- ・航空法、電波法、農薬取締法等の関係法令を遵守すること。
- ・機種を問わず、航空法の定めに従い、機体への登録記号の表示およびリモートID機能による識別情報の発信を行うこと。

## 2. マニュアル記載事項の遵守

- ・飛行前/飛行後の点検、および20時間飛行ごとの点検を必ず実施し、「日常点検記録」等の飛行日誌を作成/保管すること。
- ・悪天候時（風速3m/s超、雨天、濃霧、雷等）には飛行させないこと。
- ・【ACシリーズの場合】指定された積載量（液剤8リットル、粒剤8kg）を超過して飛行させないこと。

## 3. バッテリーの管理

お客様は、本製品に使用するバッテリーについて、取扱説明書等の記載に従い、以下の管理を徹底するものとします。

- ・充放電作業：必ず純正の充電器を使用し、取扱説明書に記載された手順および監視下で行うこと。
- ・保管方法：長期間（10日以上）使用しない場合は、取扱説明書の指示に従い「保管モード（ストレージモード）」を実行し、適切な温度環境（15°Cから25°C推奨）で保管すること。
- ・定期メンテ：3ヶ月に1回は充放電を行い、性能維持に努めること。

## 4. レーザー機器（忌避装置）の取り扱い（BBシリーズのみ）

本製品に搭載されるレーザー機器（クラス3R準拠）を使用する場合、以下の事項を厳守すること。

- ・レーザー光を故意に人、操縦者、補助者、または第三者の車両等に向けて照射し

ないこと。

- ・レーザー光を直接覗き込んだり、双眼鏡等の光学機器で観察したりしないこと。
- ・作業開始前にレーザー光路を確認し、反射物や人の目の高さに光路がないか確認すること。
- ・指定された用途（野生生物忌避）以外に使用しないこと。

#### 5. 定期点検の実施

お客様は、本製品の性能維持および安全確保のため、利用実績によらず1年ごとに当社または当社が認定する整備工場（以下「認定整備工場」という）による定期点検（有償）を受けるものとします。

※BBシリーズの忌避装置についても、安定した運用のために定期的な保守・点検を推奨します

#### 6. 整備・修理

- ・本製品の修理、保守、その他の整備は、当社または認定整備工場で行うこと。

### 第5条（保証の適用除外）

保証期間内であっても、以下のいずれかに該当する場合は当社が提供するアフターサービスの対象外（有償修理）となります。

1. マニュアル等に記載された使用方法、注意事項、禁止事項（第4条の各項目を含む）を守らなかったことに起因する故障および損傷。
2. 当社および認定整備工場以外で修理、分解、改造（改造痕含む）が行われた場合。
3. 純正品以外の部品、バッテリー、充電器、アプリケーションを使用したことに起因する故障。
4. 当社が指示または提供していないソフトウェア（ファームウェア、パラメータ、アプリ等）の更新・変更を行ったことに起因する不具合。
5. 墜落、衝突、水没、砂・泥の混入等、外部要因による故障および損傷。

6. 適切なメンテナンス（使用後の清掃、定期点検等）を怠ったことに起因する不具合。
7. バッテリーの過放電、過充電、または長期間の放置による劣化・故障。
8. 解析の結果、故障の原因が製品の瑕疵ではなく、お客様の責めに帰すべき事由（操作ミス、設定ミス等）であると判断された場合。
9. 【BBシリーズの場合】お客様の過失によるレーザーユニットの破損、可動部への無理な負荷による故障、または指定外の充電器（ACアダプター等）使用による故障

#### 第6条（違反時のペナルティおよび製造物責任の免責）

お客様が第4条（遵守事項）に違反し、またはマニュアル等の記載内容を遵守しなかった場合、以下の措置が適用されます。

##### 1. 保証の無効化

マニュアル等の不遵守に起因する故障や事故については、保証期間内であっても一切のメーカー保証を無効とし、修理費用、部品代、往復送料、解析費用等の全額をお客様に請求いたします。

##### 2. 製造物責任（PL）の免責

お客様が本規程、またはマニュアル等に記載された使用方法や禁止事項（改造、仕様外の使用、整備不良、BBシリーズにおけるレーザー照射に関する安全基準の不遵守等）を遵守しなかったことに起因して、本製品が故障し、または本製品によりお客様もしくは第三者の生命、身体、財産に損害が生じた場合、当社は製造物責任法（PL法）に基づく損害賠償責任を含め、一切の責任を負いません。

##### 3. 契約の解除

お客様が禁止事項（改造、軍事利用、法令違反等）の一つにでも違反した場合、当社は売買契約書等の定めに従い、直ちに契約を解除することができます。

#### 4. 損害賠償請求

お客様のマニュアル不遵守や契約違反により、当社または第三者に損害が生じた場合、当社はおお客様に対して損害賠償を請求することができます。

### 第7条（問合せおよび修理依頼の窓口）

#### 1. 問合せ窓口の指定

本製品の仕様、操作方法、不具合、修理および保守点検に関するお問合せは、本製品をご購入いただいた販売店、または当社が指定する認定整備工場に対して行うものとします。

#### 2. メーカー直接対応の制限

当社（メーカー）は、以下の場合を除き、代理店等を通じて本製品を購入されたお客様からの直接のお問合せや修理依頼には対応いたしかねます。

- ・当社が直接の問合せ窓口として指定した場合
- ・当社が、販売店または認定整備工場を通じて、メーカーへの直接送付を指示した場合

#### 3. 認定整備工場での対応

お客様は、本製品が航空法その他関係法令の適用を受ける製品であることを認識し、修理、保守その他の整備が必要な場合には、自らの責任において、認定整備工場に依頼するものとします。

### 第8条（修理品の取り扱い）

本条に定める事項は、修理品に関する標準的な取り扱い指針（ガイドライン）です。

お客様と当社、販売店、または認定整備工場との間で、修理に関して本規程と異なる書面による個別の契約や合意（修理規約、注文書等）が存在する場合は、当該個別契約等の内容が本条の規定に優先して適用されるものとします。

#### 1. 所有権の移転とデータの消失

修理の過程で交換された旧部品の所有権は当社または修理実施者に帰属し、回収・処分さ

れます。また、修理の過程で製品の初期化を行う場合があり、記録データ（飛行ログ、設定値等）が消失する可能性があります。データの復旧や損害について責任を負いません。

## 2. 再修理保証

修理完了品の納品後、14日以内に同一箇所に同一の不具合が生じ、その原因が修理の不備と認められた場合に限り、無償で再修理を行います。

## 3. 検収期間

修理完了品の納品後、15日以内にお客様から特段の申し出がない場合、検査に合格し検収が完了したものとみなします。検収完了後の滅失、毀損等について当社は責任を負いません。

## 4. 所有権の放棄

以下のいずれかに該当する場合、お客様の所在不明、受領拒絶その他理由の如何を問わず、製品をお預かりした日から90日間の経過をもって、お客様は当該製品の所有権を放棄したものとみなします。この場合、当社または認定整備工場はお客様の承諾なく当該製品を処分できるものとし、修理が未実施の場合であっても保管・処分に要した費用およびキャンセル料を請求します。

- ・お客様へ修理品の返却をお知らせしているにもかかわらず、お受け取りいただけない場合。

- ・見積り提示後に修理キャンセルとなったにもかかわらず、製品をお受け取りいただけない場合。

- ・見積り提示後、修理実施またはキャンセルのご意向について30日以上ご連絡がない場合。

## 5. 送料の負担

修理依頼時および返却時の往復送料は、お客様の負担とします。

## 第9条（解析対応）

## 1. 解析の実施

故障原因の特定等のためにお客様がログ解析等を希望される場合、ご購入いただいた販売店または認定整備工場を通じて、当社へ解析を依頼するものとします。なお、解析対応は修理よりも期間が長く、原因特定を保証するものではないことを予めご了承ください。

## 2. 解析費用

解析には以下の費用（税込）が発生します。ただし、解析の結果、当社の責めに帰すべき製品の欠陥（初期不良等）が原因であると判明した場合は、解析費用は当社が負担します。

対象製品	解析費用	備考
AC101 connect	76,000 円	往復送料は別途お客様負担となります
AC102		
BB102		
その他製品	別途見積もり	

## 3. 解析が不能となる場合

機体紛失時や、墜落等の衝撃でフライトデータが消失または読取り不可の場合、解析はできません。特に、墜落後に繰り返し電源投入を行った場合、ログが上書きされ原因特定ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。原因が特定できない場合であっても、解析費用および往復送料はお客様の負担となります。

## 4. 解析依頼の方法

解析を希望されるお客様は、以下の手順で依頼を行うものとします。

(1) 依頼連絡：販売店または認定整備工場へ解析希望の旨を連絡し、所定の手続きを行ってください。

(2) 書類の取り寄せ：バッテリーの解析を依頼する場合は、必ず事前に当社指定の「バッテリーチェックシート」を取り寄せ、必要事項を記入してください。

(3) 送付：「解析依頼書」および「バッテリーチェックシート（バッテリーの場合）」に必要事項を記入し、解析対象の製品（機体、送信機、バッテリー等）と共に指定された送付先へ送付してください。

(4) 診断・報告：当社にて解析・診断を行い、販売店または認定整備工場を通じて結果報告書および見積書（有償の場合）を提出します。

(5) 費用の支払い：お客様の責めに帰すべき事由と判断された場合、解析費用および修理費用をお支払いいただきます。

## 第 10 条（規程の改定）

### 1. 規程の変更

当社は、法令の改正、社会情勢の変化、または当社の事業上の必要性に応じて、お客様の事前の承諾を得ることなく、いつでも本規程の内容を変更（改定）することができるものとします。

### 2. 最新規程の優先

本規程が改定された場合、製品のご購入時期やマニュアル等の記載内容にかかわらず、常に当社ウェブサイト等で告知される最新の規程（最新版のアフターサービス規程）が優先して適用されるものとします。お客様は、本製品の使用継続をもって、変更後の規程に同意したものとみなします。

以上